## 「あいち森と緑づくり税」と「森林環境税及び森林環境譲与税」の違いについて

## 1 あいち森と緑づくり税と森林環境税及び森林環境譲与税の概要

項目	あいち森と緑づくり税	森林環境税及び森林環境譲与税
根拠法令	あいち森と緑づくり税条例	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律
課税目的	・県内の森と緑が有する公益的機能の維持増進のために実施する森林、里山林及び都市の緑の適正な整備や保全に関する施策に必要な財源の確保	・我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源の確保
課税・譲与 の概要	<ul> <li>・2009年に課税開始(課税期間5年間)</li> <li>・2013年・2018年・2023年に税条例を一部改正し、 課税期間を延長</li> <li>・現在の課税期間は2029年3月まで</li> <li>・個人は県民税均等割額に年額500円を加算</li> <li>・法人は県民税均等割額の5%(1,000円~40,000円)</li> <li>を加算</li> </ul>	<森林環境税> ・2024 年度から課税を開始 ・個人住民税(市町村民税・県民税)均等割と併せて 国税として1,000円/人を賦課徴収 <森林環境譲与税> ・課税に先行して2019年度から市町村及び県へ譲与を開始

## 2 あいち森と緑づくり税と森林環境譲与税により取り組む事業内容

2	2 あいち森と緑づくり税と森林環境譲与税により取り組む事業内容				
	項目	あいち森と緑づくり事業	森林環境譲与税活用事業		
具体的なすみ分け	使途	・県内の森林、里山林及び都市の緑の適正な整備及び 保全に関する施策 人工林整備 里山林整備 都市緑化推進 環境活動・学習等推進 普及啓発	<市町村> ・間伐等の「森林の整備に関する施策」、人材育成・ 担い手確保、木材利用の促進や普及啓発など「森林の 整備の促進に関する施策」 <県> ・森林整備を実施する市町村の支援等		
	森林整備 (間伐)	・主に林業活動による整備が困難な森林について、森 林所有者が管理する森林を県が代わって森林整備を 実施 ・事業実施後の森林の管理は、森林所有者が実施 ・特に防災・減災やライフライン確保の観点から、道 路や河川沿い、集落周辺を重点的に実施	<市町村> ・主に森林所有者が管理できない森林について、市町村が委託を受けて森林整備を実施。(森林経営管理制度)		
	里山林整備	・地域住民や NPO 等の活動団体による保全・活用が計画されている市町村の里山林整備への支援を継続保全・活用の計画が無い市町村への支援や県の取組は第2期事業計画から廃止	<市町村> ・地域の実情に応じて、整備・保全を担う者がいない 里山林の整備を実施		
	人材育成	・里山林保全活動に関わる者へ里山保全研修の実施、 里山保全に係る活動報告や情報交換の場を提供 森林整備技術者の確保や育成を目的とした研修 を第2期事業計画から廃止	<市町村> ・地域の実情に応じて、森林整備の担い手を育成 <県> ・林業経営体を育成		
	木材利用	・多くの県民が利用する PR 効果の高いモデル的な施設の木材利用に対して支援 市町村が行う小中学校の木製備品等の導入に対する支援を第2期事業計画から廃止	<市町村> ・市町村が地域の実情に応じて実施		
	都市緑化推進	・都市の緑地の保全・創出・活用等、緑化活動や普及 啓発に対して支援	・「森林」が対象のため、原則活用不可		
実績の公表		・県森林保全課森と緑づくり推進室のホームページ に掲載 ※あいち森と緑づくり委員会の議事録に掲載	< 市町村> ・ 市町村のホームページに掲載 < 県> ・ 県林務課のホームページに掲載		